

よくある質問（FAQ）

【1 制度に関すること】

Q 1-1 住宅リフォーム助成事業に係る予算額はいくらですか？

A 令和6年度 予算額として800万円を計上しています。

Q 1-2 助成件数はどのくらいですか？

A 第1次受付は、40件程度です。

Q 1-3 他の補助との併用はできますか？

A リフォーム工事をする箇所が同じ場合は併用できませんが、重ならない部分は本制度の対象となります。

例 ① 介護保険住宅改修の対象となる手すり設置を行う場合

⇒ 本制度の補助については、申請できません。

例 ② 例①の手すり設置と併せて、窓の断熱改修を行う場合

⇒ 窓の断熱改修については、本制度の補助を申請することができます。

Q 1-4 平成25～令和5年度にこの助成制度を活用して補助金の交付を受けましたが、別の箇所のリフォームを行う場合、また補助金の交付を受けることはできますか？

A 補助金を受けることはできません。

補助金の交付は、同一の住宅について1回限りとしております。

Q 1-5 既に工事着工している場合や工事完了している場合も補助対象となりますか？

A 対象となりません。

補助金の交付決定を受けた日以降に着手した工事のみが対象です。必ず事前申請を行ってください。

【2 申請に関すること】

Q 2-1 受付期間は？先着順ですか、それとも抽選ですか？

A 第1次の受付開始は、令和6年4月19日（金）からです。書類がそろった方からの先着順となります。なお、交付決定額が予算額に達した時点で終了となります。

Q2-2 申請者の条件はありますか？

A 補助対象となる住宅に居住する方で、リフォーム工事の契約者が、申請者となります。（※ 見積書、領収書の宛名は申請者と同一であること）

Q2-3 交付申請書等の様式は、どこで配布していますか？

A 市役所 13 階の住宅政策課、各総合支所、市民センターで配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

Q2-4 申請書は郵送で提出できますか？

A 申請時に書類の原本確認や聞き取り等がありますので、市役所 13 階住宅政策課の窓口に直接提出してください。

Q2-5 申請者と住宅の名義人が違う場合、補助の対象となりますか？

A 対象となります。なお、賃貸住宅の場合は、家主の承諾書が必要となります。

Q2-6 申請書は申請者本人以外の者でも提出できますか？

A 補助対象となる住宅に居住する申請者のご家族も提出が可能です。施工業者など、ご家族以外の方が代理申請する場合は、委任状の提出が必要となります。

Q2-7 補助金交付申請から工事を開始できるまで、どれくらいの期間がかかりますか？

A 審査には、4週間ほど時間がかかります。

Q2-8 補助金の申請手続きの流れは、どのようにになりますか？

A 工事着手前に申請書と必要書類を窓口に提出します。その後、市で審査を行い、補助金交付決定通知書がお手元に届いたら工事着手が可能となります。
工事が終了しましたら、実績報告書と必要書類を提出していただき、審査の後、交付金額を確定し補助金の交付となります。
なお、実績報告書の提出から、1ヶ月ほどで補助金を指定の口座に振り込みます。

Q2-9 実績報告はいつまでに提出すればいいですか？

A 実績報告は、工事完了後、1月以内又は補助金の交付決定のあった年度の2月末日のいずれか早い日までに提出してください。

Q2-10 補助金の交付決定後に工事内容を変更した場合、変更の手続きは必要ですか？

A 変更の手続きが必要な場合がありますのでご連絡ください。変更申請書に変更後の見積書の写し、補助金算定表、変更後のリフォーム部分の写真（施工前）等を添付して提出してください。

Q2-11 交付決定後に工事を中止した場合、手続きは必要ですか？

A 中止の手続きが必要です。変更申請書を提出してください。

Q2-12 対象工事費（見積金額）が10万円以上で申請し交付決定されましたが、工事後の請求額が9万円だった場合、補助対象となりますか？

A 対象工事費が10万円未満（消費税等除く）の場合は、補助金の交付はできません。

Q2-13 工事後に値引きがあり、全体工事費が当初の見積額から減額した場合、どうすればいいですか？

A 対象工事費も減額となりますので、補助金が減額になる場合があります。

【3 必要書類に関すること】

Q3-1 押印は必要ですか？

A 今年度から、申請時の委任状、実績報告時の工事証明書を除いて、押印は不要となりました。

Q3-2 どのような写真を貼付すればいいですか？

A 申請時は、工事を行う箇所の施工前の写真、実績報告は、施工中・施工後の写真を提出してください。

また、補助の要件として、仕様・性能を寸法等で規定しているもの（段差の解消、廊下幅等の拡張、浴槽のたまごの高さ等）は、寸法が分かるようスケール等をあてて撮影してください。

Q3-3 見積書はどのようなものが必要ですか？

A 工事毎に金額の内訳が分かるものが必要です。また、施工業者の名称・所在地（市内に限る）・電話番号の記載が必要です。

Q3-4 性能・機能比較表は、どのような工事をする場合に提出が必要ですか？

A 「高断熱浴槽の設置」「床材等の変更」等を行う場合は提出が必要です。また、改修後の性能等が分かるカタログ等が必要になります。詳しくは、補助金チェックリストをご確認ください。

Q3-5 製品カタログ等はどのようなものが必要ですか？

A 「開口部の断熱改修（内窓の設置を除く）」「高断熱浴槽の設置」「和式から洋式への便器の変更」等は、規定の基準を満たしているか確認を行いますので、商品名、品番、性能等が明記されたカタログ等が必要になります。詳しくは、担当までお問い合わせください（電話：0942-30-9139）

例：複層ガラスの性能はFL3+A6+FL3のように表記されます。A6が空気層6mmという意味です。また、熱貫流率についてはU=3.35のように表記され、Uが熱貫流率を表しています。

【4 対象となる住宅について】

Q 4-1 複数の住宅を所有しているが、両方対象となりますか？

- A 住民登録しており、かつ、現にお住まいになっている住宅が対象です。
なお、補助回数は1住宅につき1回です。

Q 4-2 賃貸住宅を所有していますが、補助対象となりますか？

- A 補助対象となる住宅に居住する方（申請者が補助対象の住宅所在地に住民登録していること）が補助対象者になりますので、居住住宅と別に所有する賃貸住宅については、対象となりません。

Q 4-3 住居が賃貸住宅の場合は対象となりますか？

- A 補助対象となります。ただし、家主の承諾書が必要となります。

Q 4-4 住居が分譲マンションの場合は対象となりますか？

- A 区分所有している住居部分（専有部分）については対象となりますが、共用部分は対象となりません。

Q 4-5 分譲マンションの個人専有部分は、どのように決めればいいですか？

- A それぞれのマンションの管理規約等に違いがあるため、管理組合等へ確認してください。

Q 4-6 店舗、事務所、会社等のリフォームは補助対象となりますか？

- A 対象となりません。ただし、店舗や事務所と併用している住宅の場合、居住部分のリフォームは対象になります。

Q 4-7 店舗併用住宅の住宅部分は対象となりますか？

- A 併用住宅の場合は居住部分の工事のみが対象です。

Q 4-8 住宅を購入しリフォームした後に住もうと考えているが、補助の対象となりますか？

- A 現に住宅に居住していることが条件となるため、対象となりません。
久留米市空き家活用リフォーム助成事業補助金が該当する場合もありますので、詳しくは、担当者までお問い合わせください（電話：0942-30-9139）

【5 対象工事に関すること】

Q5-1 どのような工事が補助対象となりますか？

A 「低炭素型の住まいづくり促進改修（省エネ改修）」と「住宅内の安全確保改修（バリアフリー改修）」が対象工事です。詳しくは、補助金対象工事一覧をご確認ください。

Q5-2 自分で工事を行なった場合、補助の対象となりますか？

A 対象となりません。市内業者に発注する工事が補助の対象となります。

Q5-3 窓ガラスのみ交換は対象となりますか？

A 断熱効果のある複層ガラスへの取り替えは対象となります。

Q5-4 壁紙の張り替えは対象となりますか？

A 対象となりません。ただし、断熱改修に伴う内壁等の解体、復旧費用等については対象となります。

Q5-5 畳の取り替えは補助対象となりますか？

A 対象となりません。ただし、畳からフローリングに変更する場合は、床材等の変更（移動の円滑化等）に該当するため、補助の対象となります。

Q5-6 ウォシュレット（洗浄機能付便座）のみの取替えや設置は対象となりますか？

A 対象となりません。ただし、和式便器からウォシュレット付きの洋式便器へ取替える場合は対象となります。

Q5-7 玄関の上がりかまちに、取り付け工事で固定せずに式台を設置した場合は、対象となりますか？

A 対象となりません。ただし、取り付け工事で固定する場合は対象となります。

Q5-8 移動用リフトの設置は対象となりますか？

A 対象となりません。介護保険の福祉用具のサービスや障害者日常生活用具給付の対象になる場合もありますので、担当課へお問い合わせください。

Q5-9 風呂場をユニットバスに替える工事は対象となりますか？

A 「高断熱浴槽の設置」、「段差の解消」、「またぎの低い浴槽への変更」の工事を実施するに伴いユニットバスを設置する場合は対象となります。

Q5-10 外壁の塗装工事は対象となりますか？

A 対象となりません。

Q5-11 屋根に防水シートを貼り付けて葺替え工事をする場合は対象となりますか？

A 対象となりません。

Q5-12 自分で材料（手すり、浴槽等）を購入し、その材料で業者が施工する場合は対象となりますか？

A 業者に発注した施工代のみ対象となります。

Q5-13 雨漏りを修繕したいのですが、補助対象となりますか。

A 対象となりません。

Q5-14 門扉の取替えは対象となりますか？

A 対象となりません。

Q5-15 諸経費は対象となりますか？

A 対象となりません。ただし、補助対象工事のみに係る諸経費ということが見積書で確認できれば対象となります。

Q5-16 見積書に値引きが書かれていますが、どのようにになりますか？

A 見積書に値引きが記載されていれば補助対象工事費からその全額を減額します。ただし、補助対象工事費以外から値引きされていることが見積書で確認できれば減額しません。

【6 施工業者について】

Q6-1 市外の施工業者（市内に本店・支店等がない）に工事発注した場合、補助対象となりますか？

A 対象となりません。

Q6-2 市内の施工業者には個人も含まれますか？

A 市内にお住まいの大工さんや工務店などの個人事業主も含まれます。

Q6-3 施工業者を市で紹介できますか？

A 特定の業者を紹介することはできませんので、リフォーム業者を紹介している機関へご案内します。紹介している機関は、「一般社団法人福岡県住宅リフォーム協会（電話 0120-782-783）」などがあります。

Q6-4 久留米市内に営業所はあるが、見積書・契約書・領収書に営業所の住所が記入されない場合はどうすればいいですか？

A 税収納推進課が発行する『事業所証明書』を添付していただき、市内に営業所があることが確認できれば、市内の業者であるとみなします。

Q6-5 工事によって2つ以上の業者に工事発注する場合は、対象となりますか？

A 対象となります。その場合、それぞれの業者の見積書が必要になり、申請書にはそれぞれの業者の名称・所在地・連絡先を記入してください。

Q6-6 施工業者とは契約しなければなりませんか？

A 補助要件ではありませんが、トラブル等を防止するためにも、契約されることをお勧めします。